

# 町内会回覧ニュース 30 年度第 11 号

平成 31 年2月 23 日  
大平山丸山町内会

## ◆◇お願い◇◆

道路に隣接する住宅の敷地から、道路上に枝葉がはみ出している箇所が見受けられます。生垣や庭木などの緑は、生活に潤いと癒しを与えてくれるものですが、道路上にはみ出してしまった樹木は通行の妨げになるとともに、倒木や落葉などによって歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

歩行者や自動車等の安全確保と、道路の快適な利用のため、今一度お庭を見回していただき、剪定などのお手入れをお願いします。皆様が安心安全に通行できるよう、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## ◆◇ご注意ください！！◆◆

最近町内で、お庭にタバコの投げ入れをされる、花壇の花を踏みつけられたり植木鉢を持ち去られるなどの事例が報告されています。

身の回りの防犯対策について再度確認をし、十分ご用心下さい。

※ 裏面に続きます



## ◆◇地区計画決定！◇◆

住環境保全のため地区計画を拡大することについては、ご意向調査の結果80%近くの皆様のご賛同を得て、昨年4月に要望書を提出いたしました。

平成31年2月6日付で、鎌倉市は大平山丸山地区地区計画決定の告示を行いました。私たちの要望通りの内容で、地区計画の区域を町内全域（面積約33.6ha、約1000区画）に拡大する都市計画変更が認められました。

6月開催の市議会で条例改訂が予定され、最低敷地面積 $165\text{m}^2$ と壁面後退距離1m以上の制限を守らなければ建築ができなくなります。

住環境を守る地区計画と、高齢者や子育て世代にとって住みやすい『まちづくり』は車の両輪です。今後とも、ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。